



◎報告事項

- (1) 令和4年3月第2回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について (教育次長)
- (2) 4月の行事等の予定 (各課)

(開会 午後2時00分)

教 育 長	令和4年第4回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
教 育 長	(令和4年第2回の会議録を読み上げる)
教 育 長	令和4年第2回の会議録を各委員に諮り、承認される。
教 育 長	議第14号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について、教育次長に説明を求める。
教 育 次 長	議第14号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について、ご説明します。2Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 育 長	ないようですので、議第14号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動については承認とし、次に議第15号令和4年度宇佐市奨学生の決定について、教育総務課に説明を求める。
教 育 総 務 課 長	議第15号令和4年度宇佐市奨学生の決定について、ご説明します。3Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 委 員	選考結果については承認しますが、今回初めて選考に携わって、選考基準にある同年度同一世帯から複数の方が推薦された場合1名のみを選考対象とするということについて疑問に思ったので、皆様のご意見を伺いたいのですが。
教 育 長	今日の議案としては、奨学生の決定ということですので、今委員が言われた案件についてはご意見ということで、改めて協議ということでもよろしいですか。
教 委 員	はい。
教 育 長	議第15号令和4年度宇佐市奨学生の決定については、承認ということでもよろしいでしょうか。
教 委 員	はい。
教 育 長	議第15号令和4年度宇佐市奨学生の決定については承認とし、次に議第16号令和4年度藤・稲尾奨学生の決定について、教育総務課に説明を求める。

教育総務課長	議第16号令和4年度藤・稲尾奨学生の決定について、ご説明します。4Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教育総務課長	選考基準については、先ほど委員からもご意見がありましたが選考委員会の中でも色々ご意見をいただきました。最終的には選考委員長より、次年度選考に向けての課題として、各校長と協議の場を設けて、次回、選考委員会で改正案を提示するように。つまり、それまで議論をしてくださいということで確認のうえ承認が取れたところです。課題として、選考基準を今後校長等と協議していきたいと考えております。
教 育 長	その説明ですと、学校長と協議し、選考委員会で内規等を改正していくということのようです。そういう形になると思いますが、よろしいでしょうか。
委 員 員	はい。
教 育 長	他に質問はありませんか。
教 育 長	ないようですので、議第16号令和4年度藤・稲尾奨学生の決定については承認とし、次に、議第17号令和4年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第17号令和4年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱についてご説明します。5Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 育 長	ないようですので、議第17号令和4年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱については承認とし、次に、議第18号令和4年度学校運営協議会委員の委嘱について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第18号令和4年度学校運営協議会委員の委嘱について、ご説明します。6Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 育 長	ないようですので、議第18号令和4年度学校運営協議会委員の委嘱については承認とし、次に議第19号指定校変更について、学校教育課長に説明を求める。
学校教育課長	議第19号指定校変更について、ご説明します。12Pをご覧ください。今回は、帰宅後の監督者不在3件、学期途中の転居によるもの7件となります。なお、いずれも登下校については、保護者が責任を負うこととなります。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。

教 育 長	ないようですので、議第19号指定校変更については承認とし、次に議第20号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社会教育課長に報告を求める。
社会教育課長	議第20号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、ご説明します。14Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 育 長	ないようですので、議第20号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱については承認とし、次に議第21号社会教育指導員の任用について、社会教育課に説明を求める。
社会教育課長	議第21号社会教育指導員の任用について、ご説明します。17Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 育 長	ないようですので、議第21号社会教育指導員の任用については承認とし、次に、議第22号公民館長及び地区館長、分館長の任用について、社会教育課に説明を求める。
社会教育課長	議第22号公民館長及び地区館長、分館長の任用について、ご説明します。18Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	承認しますが、空欄になっているところが随分あります。それは候補者が多いためなのか、候補者が少ないためなのか。
教 育 長	社会教育課、説明をお願いします。
社会教育課長	何人かお願いしたのですが、それぞれ事情もあり、なかなか受けていただけない状況です。
委 員	任用期間は1年で、連続して5年と聞いていますが、公民館長や分館長の場合も5年連続はないということですか。
教 育 長	社会教育課、お願いします。
社会教育課長	会計年度任用職員ですので1年毎ということで、再度の任用は最長3年となっておりますが、会計年度任用職員のこの職については、賃金が時給ということで、もう少し緩和されないかと総務課とは協議をしているところでございます。
委 員	このくらい候補者が少ないということで、もう少し期間を連続で7年、10年ぐらいできないかと思えます。探して見つからないのだから、前任者が引き続き何年間か頑張ってもらおうというような特例ができないかと。
教 育 長	その辺は担当課の方で。

社会教育課長	会計年度任用制度が来年で3年目になりますし、法令等もございますので、今後は総務課と協議していきたいと思っております。
委員	お願いします。
教育長	他に質問はありませんか。
委員	分館長が不在のところはどうしますか。
社会教育課長	館長か社会教育指導員で対応します。
教育長	他に質問はありませんか。
教育長	ないようですので、議第22号公民館長及び地区館長、分館長の任用については承認とします。それでは本日お配りした追加議案があります。議第23号社会教育指導員の任用について、社会教育課に説明を求める。
社会教育課長	議第23号社会教育指導員の任用について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教育長	何か質問はありませんか。
教育長	ないようですので、議第23号社会教育指導員の任用については承認とし、次に報告第1項令和4年3月第2回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、教育次長に報告を求める。
教育次長	報告第1項令和4年3月第2回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、ご報告します。今回は13名の議員から一般質問が出され、そのうち7名の議員から質問をいただきました。 (詳細は議案に記載)
教育長	何か質問はありませんか。
委員	川谷議員の質問に対する回答で、タブレット端末を使いウェブ会議アプリを使って授業配信など書いてありますが、どの程度普及の準備が整っているのか。また、不登校へのアプローチとしてこれを活用する場合の課題や問題点があったら教えてください。
教育長	説明をお願いします。
学校教育課長	設備的にはまだまだ十分でないところ、例えば映し出す方法や画像が止まるというようなトラブル等がありますが、概ねこの学校でも何らかの形でできる体制は整っています。コロナで長期の欠席の子どもに映像を配信するというのは、実際わかりにくいという課題があります。Zoomやオンラインを使って放課後や朝の会等で子どもたちや家にいる子どもとやりとりをしたり、今日ここまで勉強したよというような話ができたりすることでは、多くの学校で成果が出ているようです。不登校に関しては、授業を映し出したりしている学校もありますが、それですべていいとな

ってしまうと、結局その不登校の子どもが学校へ来なくなってしまうのではという不安もあります。逆に子どもたち同士と繋がっているという報告も聞いております。いい方向で子どもたち同士が繋がって、その子どもが学校に行こうかなという気持ちになったらいいなということもあります。保護者と十分話をしながら必要かどうかというところも学校の方は話をしております。

委員  
教育委員

家庭の理解と協力がないと厳しいですね。

よろしいですか。他に質問はありませんか。

話は変わりますが、今、学校内で感染症の対応マニュアルがあると聞いていますが、実際、学校の規模によってはその対応はなかなか難しいのではないかとという危惧があります。そういう場合、教育委員会の方でどのくらい応援ができるのか。それともう一つ保健所の対応の仕方などは我々には見えないのですが、丁寧に指導があるのか、ある程度こちらが投げかけなければ前向きにいかないのか、そういったところを教えていただきたい。

校長  
学校教育課長

その辺説明できますか。

はい。実際に感染症対策については、学校は本当によくやっていたというのが実感ですし、報告を受けているところです。特に1人陽性が出た場合に何が基準になるかということ、学校内では、換気を十分にしていたか、給食は黙食をしっかりとしていたか、マスクをしっかりと着用していたか、この3点が基準となります。保健所の方もたくさんの案件を抱えているので、すべてを完璧に網羅できるかというところはあるのですが、学校の方がその対策をしっかりとしているという前提の場合は、大きい学校であっても小さい学校であっても、休み時間や学校外の社会体育であったり、友達の家で遊んだりという中でマスクなしでの接触があった場合には、それで濃厚接触者扱いでその数人の子がPCR検査を受けるというような場面はあります。市内の小中学校では、今のところクラスターというような形は出ておりません。できることとしては学校現場がしっかりと指導して防止対策を行うというところで徹底していただいております。実際保健所の方も丁寧に対応していただいておりますが、やはり案件を抱えていますから、保護者から連絡があったのですかというところで学校の方から連絡をしています。土、日を挟めば少し余裕を持って休校の連絡等の対応ができるのですが、夕方陽性が判明して、次の日どうするかとかいう一刻を争うような状況も数校ありました。ケースバイケースで対応しているところです。

委員

土曜日、日曜日の先生方も不安だったと思いますが、よく対応で

教 育 長  
委 員

きたと思います。非常に頑張っているという感じを受けました。ありがとうございました。他に質問はありませんか。学校の生徒さんたちで今流行っているのも、濃厚接触者とか出席停止扱いで休まれている子も一定数いらっしゃると思うのですが、それ以外で自主的に感染が怖いので休んでいる子は何人くらいいますか。

学校 教育 課 長

毎日チェックすれば把握ができますが、最近、数が多く毎日の集計は今把握しておりません。一定数は感染が広がっていくと不安だということでお休みをするというご家庭もありますが、感染の疑いがある場合や発熱が少しでもある場合は休んでくださいというお願いを事あるごとに各学校からはいただいています。学校で発熱をして陽性だったとか、いろんなケースがありますのでそこは数字には出ていませんが、学校によっても多い少ないもありますが、学校規模が大きいところの方が人数的には不安を抱えているという方はいらっしゃいます。

教 育 長  
委 員

他に質問はありませんか。高橋議員からの質問の教職員の休職者についてです。一時大分県は全国的にも多い状況でしたが、最近は減少傾向にはあったようです。宇佐市は少なかったのが令和2年度増えてきているようで、同じ方が再発するというものも数字に表れているのかなと思います。コロナがあり、子どもたちもそうですが、教職員の方も精神的な疲労感もでてきていますので、このことについても今年度対策として特に管理職に対しての啓発活動をしていただけたらと思います。関連して、昨年度も年度当初に教員の欠員が出ていたのですが、今年度は大丈夫でしょうか。

学校 教育 課 長

教職員の休職については、期間が長い方、短い方は3ヶ月という方、同じ方が何度かということもあります。これからも休職に入る方が出てくるのではないかという不安はあります。コロナの中で行事も減ったりはしていますが、学校も働き方改革といいながらも、新たなことや国からの色々な施策もあります。タブレット等の活用一つにしても経験が少ない方については重荷になっていく場面もありますので負担は増えておりますが、そこは学校長がしっかり管理していくということです。欠員の状況につきましては、今年は、中学校は大体配置できていますが、小学校は全県的にも厳しい状況で、今の時点でまだ欠員がかなりあり、スタート時で欠員が生じそうであるというところなんです。人を探してはいるのですが、市費から県費にお願いした方もあり、市費の方も本来配置するところも配置されていない状況があります。

委	員	佐賀県だったと思いますが、採用試験を春と秋の2回やるという ようなことを聞いたのですが、県が採用を増やすという動きはな いのですか。
学 校 教 育 課 長		佐賀の話は話題にもなりました。大分もすればいいとは言いなが らも小学校が1.3倍という倍率ですから、秋に採用試験をした からといって、次の年倍率が1.1倍とか0.何倍とかいう可能 性もありますので、回数を増やしたからいいという話にもならな いかと。また、資質の部分も気にはなっている状況です。
教 育 長	員	よろしいですか。
委 員	員	はい。
教 育 長	員	他に質問はありませんか。
委 員	員	資質ということをおっしゃったのですが、新採用の方へのフォロ ーを手厚くしていただきたい。保護者対応や児童の問題行動の対 応でも、複数でチームを組んでというように、今どこも大体そう なっていると思うのですが、新採用の方へのサポート体制をよ りきめ細かくしていく必要があると思います。メンタルダウンす る場合もあるし、早期退職も全国的に増えています。新採用者が たくさん入ってきておりますので配慮をお願いいたします。
教 育 長	員	その辺は配慮するよう、学校長にも特に注意するように言ってお ります。他に質問はありませんか。
教 育 長	員	ないようですので、次に、報告第2項4月の行事等の予定につい て、各課に報告を求める。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	員	何か質問はありませんか。
教 育 長	員	ないようですので、その他の協議事項教育長職務代理者の指名に ついて、事務局に説明を求める。 (事務局説明)
教 育 長	員	説明にありましたように、地教行法の規定により教育長が職務代 理者を指名することになっています。令和4年度は、小野委員を 教育長職務代理者に指名したいと思います。小野委員、よろしい でしょうか。
委 員	員	受けさせていただきます。
委 員	員	ありがとうございます。では、就任のごあいさつをお願いします。 (小野委員就任挨拶)
教 育 長	員	ありがとうございました。では、1年間よろしくをお願いします。
教 育 長	員	全体を通して質問はありませんか。
教 育 長	員	ないようですので、次回教育委員会の日程について
教 育 長	員	次回教育委員会の日程について、4月26日午後2時から34会



教 育 長 議室で如何でしょうか。  
4月26日午後2時からでよろしいでしょうか。  
各委員に諮り確認のうえ、第4回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後4時40分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。